第1章 計画の概要

本計画を作成するうえで前提となる、文化財の概要や保護の経緯を整理するとともに、計画の目標などを記載する。

第1 計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、重要文化財(建造物)に指定されている旧徳川家松戸戸定邸および指定範囲外の渡廊下棟について、保存修理工事から約30年以上経過していることから、現状と課題を改めて確認し、文化財としての価値や魅力を適切に継承しながら活用すること、また当初部材を残している可能性がある表門を含め、国指定名勝である旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)と一体となった保存・活用を目指すことを目的とする。

2. 基本方針

建造物の価値や魅力を適切に保存、後世へ継承するため、必要な調査を実施し、その記録を取った上で必要となる措置を講ずる。また、関連資料を用いつつ建物と庭園が一体となった価値や魅力を伝えられるよう、活用にかかる現状と課題を把握し、課題の克服を図る。

3. 計画区域

重要文化財に指定されている旧徳川家松戸戸定邸が位置する、国指定名勝旧徳川昭武庭園(戸 定邸庭園)の指定範囲を含む戸定が丘歴史公園および北側の駐車場を含む市所有地とする。



図 1-1 計画区域

- ※戸定が丘歴史公園は平成3年11月3日に都市公園として開園した。公園内には旧徳川家松戸戸定邸(国 指定重要文化財)、旧徳川昭武庭園(国指定名勝)、博物館である戸定歴史館、茶室の松雲亭がある。
- ※松雲亭は、昭和53年(1978)に建てられた文化施設で、茶会や句会などの芸術文化活動を行う市民に貸し出しされている。
- ※戸定歴史館は、徳川昭武と兄徳川慶喜の関連資料の展示が行われ、市職員の事務室が設けられている。

第2 計画の作成

1. 作成年月日

令和7年3月31日

2. 作成者

松戸市教育委員会

3. 作成の体制

「重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画」を策定するにあたり、学識経験者や地元 建築士などからなる「松戸市戸定邸保存活用審議会」を開催して幅広い意見を徴収し、多方 面から意見交換を行いながら検討した。

表 1-1 松戸市戸定邸保存活用審議会

	開催日	内容
第1回	令和 4 年(2022) 6 月 3 日	○戸定邸保存活用計画骨子案について
第2回	令和4年(2022)12月22日	○戸定邸保存活用計画骨子案について
		・章立てに関すること等
		○委託業務の内容案について
第3回	令和5年(2023) 6月29日	○計画策定スケジュール
		○戸定邸保存活用計画策定について
		・現地調査の内容等について
第4回	令和5年(2023)12月21日	○戸定邸保存活用計画策定について
		・現地調査結果の状況報告等について
第5回	令和6年(2024) 3月26日	○戸定邸保存活用計画策定について
		・区域および部位の設定等
第6回	令和6年(2024) 6月7日	○戸定邸保存活用計画策定について
		・計画案の検証
		・庭園部分名称の決定
		・各計画における区域、部分、部位の設定等
第7回	令和6年(2024)10月9日	○戸定邸保存活用計画策定について
		・計画案の検証
第8回	令和7年(2025) 3月開催	○戸定邸保存活用計画策定について
	予定	※開催後追記

表 1-2 委員一覧(令和7年3月時点)

委員長	渡辺	勝彦	元熊本城調査研究センター所長 元日本工業大学副学長 元文化庁文化審議会専門委員
副委員長 河東 義之		義之	小山高専名誉教授 元千葉工業大学教授 元文化庁文化審議会委員
	渋谷	文雄	渋谷文雄一級建築士事務所 松戸市文化財審議会委員
	藤井	英二郎	千葉大学名誉教授 松戸市文化財審議会委員
委員	池邊	このみ	千葉大学グランドフェロー 元文化庁文化審議会分科会委員
	布施	優	松戸市公園緑地課長
	渡辺	貴生	松戸市文化財保存活用課長
オブザーバー	菅澤	由希	千葉県教育庁教育振興部文化財課
スノッーハー	松浦	誠	千葉県教育庁教育振興部文化財課
事務局	_		松戸市教育委員会





第6回 松戸市戸定邸保存活用審議会開催の様子

4. 期間

認定日から令和17年(2035)までの10年間とする。

なお、事業の進捗や、学術的な調査研究の進展等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや改定を行う。

5. 計画の位置付け

重要文化財(建造物)として、文化財保護法および条例等に準拠するとともに、松戸市の関連計画と連携する。

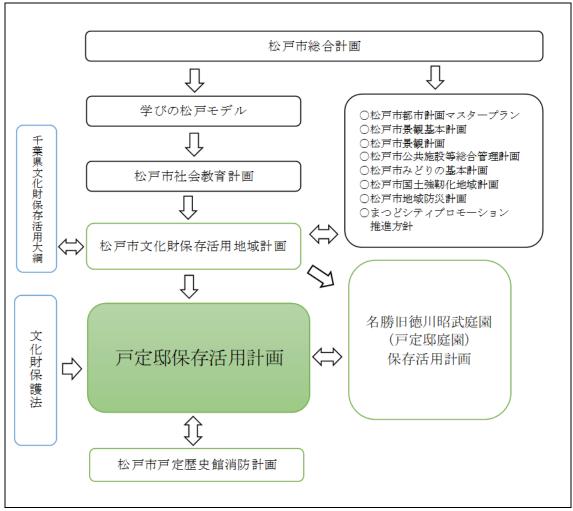


図1-2 計画の位置付け

6. 本計画の構成

本計画の構成を以下に記載する。

表 1-3 本計画の構成

第1章 計画の概要 (建造物・庭園)	○計画の目的、基本方針、計画区域などを設定。○文化財の概要と一体となって価値を形成する物件を整理。○主な修理履歴と活用履歴を整理。○現状と課題を整理。
第2章 保存管理計画 (建造物)	○保存と管理の現状を整理。○保存年代の設定。○保護すべき部分・部位、保護の方針の設定。○日常管理計画および修理計画を設定。
第3章 環境保全計画 (庭園など)	○現状と課題の整理。○基本方針、区域の区分、保全方針の設定。○建造物の区分と保護の方針の設定。○防災上の課題と対策の整理。○環境保全に係る施設整備計画を設定。
第4章 防災計画 (建造物など)	防災
第5章 活用計画 (建造物·庭園)	○現状と課題を整理。○公開の基本方針と公開計画を設定。○活用基本計画を設定(平面計画、施設整備計画)。○管理運営計画を設定。○実施に向けての課題を整理。
第6章 保護に係る諸手続き (建造物)	○文化財保護法および関係法令に基づき、必要な届出・許可の手続きについて整理。
資料編	○一体となって価値を形成する物件および保存する建造 物に係る古写真、部位の設定。

第3 文化財の名称等

1. 重要文化財(建造物)の名称

(1) 名称および員数

旧徳川家松戸戸定邸 8棟

表座敷棟、中座敷棟、奥座敷棟、離座敷棟、玄関棟、台所棟、湯殿、内蔵

指定範囲外の建造物 1棟

渡廊下棟

(2) 指定年月日

平成18年(2006)7月5日

(3) 指定基準

(三) 歴史的価値の高いもの

(4) 所在地

千葉県松戸市松戸 642 番地 1

(5) 構造形式および規模

表 1-4 重要文化財 (建造物)

名称	建築年代	構造形式	建築面積
表座敷棟	明治 17 年(1884)	桁行 13m、梁間 12.7m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	176. 83 m²
中座敷棟	_	桁行 9.1m、梁間 6.7m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	56. 87 m²
奥座敷棟	明治 17 年(1884)	桁行 8.2m、梁間 5.5m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	47. 93 m²
離座敷棟	明治 19 年(1886)	桁行 10.9m、梁間 7.4m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	60. 87 m²
玄関棟	明治 17 年(1884) 使者の間は昭和 21 年 (1946) 千葉県印西市へ 移築、平成 10 年 (1998) 現在地に移築復原	北(表玄関側): 桁行 10.9m、梁間 7.3m 南(使者の間側): 桁行 9.1m、梁間 5.5m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	129. 01 m²
台所棟	明治 17 年(1884)	桁行 14.5m、梁間 7.3m 木造、寄棟造、一部二階建、桟瓦葺及び銅板葺	96. 01 m²
湯殿	明治 17 年(1884)	桁行 4.7m、梁間 3.8m 木造、寄棟造、銅板葺	17. 79 m²
内蔵	_	桁行 3.6m、梁間 2.7m 土蔵造、二階建、切妻造、桟瓦葺	9. 92 m²

表 1-5 指定範囲外の建造物

名称	建築年代	構造形式	規模
渡廊下棟	_	桁行 7.6m、梁間 5.9m	36. 50 m²
		木造、切妻造、銅板葺	



建物と庭園 (南上空から見る)

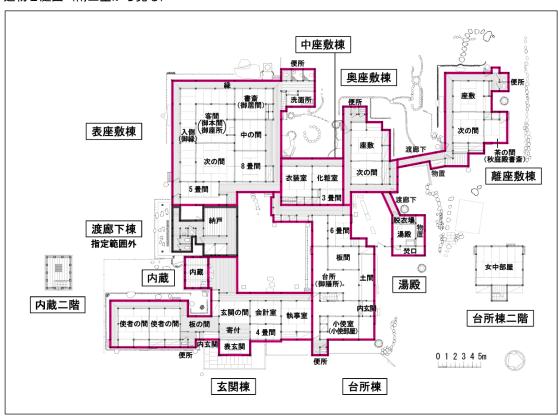


図1-3 棟区分と部屋名称 (渡廊下棟は指定範囲外)

- ※棟区分は『戸定邸(旧徳川昭武松戸別邸)保存修理工事報告書』(松戸市教育委員会、1993年)および、 指定建造物の名称に拠ったが、廊下など不明部分は想定し設定した。
- ※部屋名称は、重要文化財指定時に付されたものを基本とし、部屋名称が付されていないものについては 適宜設定した。また、括弧内は徳川昭武居住期の呼称である。
- ※床板については想定としたが、台所棟は絨毯が貼られ不明なため記載していない。

2. 庭園

(1) 名称

旧徳川昭武庭園 (戸定邸庭園)

(2) 指定年月日

平成 27 年 (2015) 3 月 10 日

(3) 指定基準

一. 公園、庭園

(4) 所在地

千葉県松戸市松戸 638 番地の 1、638 番地の 4、638 番地の 5、638 番地の 8、642 番地の 1、642 番地の 2、642 番地の 3、642 番地の 5、642 番地の 7、642 番地の 9、642 番地の 10、642 番地の 11、642 番地の 12、

692番地1、692番地の4、

713番地の1、

714番地の1

(5)面積

14, 351. 48 m²

3. 所有者等の氏名および住所

所有者:松戸市

住 所:千葉県松戸市根本387番地の5

第4 文化財の概要

1. 立地環境

(1) 立地

建造物は、松戸市が所有・管理する戸定が丘歴史公園(平成3年開園、約2.3ha)内に所在する。同公園は、JR 松戸駅の南方約800m、下総台地の最西端に位置し、南側は千葉大学園芸学部の松戸キャンパス(約15ha)に接している。西方には江戸川が流れ、大気が澄んだ時には富士山を望める景勝の地である。離座敷棟からは、かつて北方に筑波山・男体山を遠望できたという。

地形の特徴を確認すると、現在の戸定みその坂の始点あたりを北端として南方に斜面を登り、標高 25mに至った場所に、戸定邸は立地する。庭園の南端部からは緩斜面となっており、千葉大学松戸キャンパスとの境界に接する。戸定邸の東西は、異なる植生を有する急峻な崖である。





図1-4 戸定邸の位置(左図:『松戸市総合計画』松戸市、2022年より抜粋)

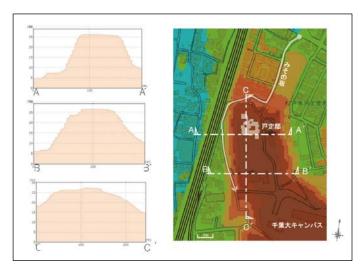


図1-5 地形の特徴

(2) 戸定邸をこの地に建築した理由

徳川昭武が当地に戸定邸を建築した理由は、史料的な限界もあり現時点で不明である。そのため、建築地選定の理由は、地理的特性、建築に至る経緯、戸定邸の利用実態などから推測せざるを得ない。例えば、以下の理由などが考えられる。

- ①戸定邸落成時に昭武の住まいであった水戸徳川家本邸(小梅邸:現在の隅田公園)から約 12 kmで、移動手段によるがおよそ 1 時間半の距離であった。
- ②東京と旧藩地の水戸を結ぶ水戸街道沿いであった。
- ③近世期に水戸藩小金鷹場があった。
- ④高台で江戸川、富士山、筑波山、男体山を眺望できた。
- ⑤建造物と庭園を設けられるまとまった土地の購入が可能であった。
- ⑥地元有力者からの便宜を得られる。
- ⑦水戸街道旧松戸宿に近接し、生活物資の入手が容易であった。
- ⑧銃猟、釣りを可能とする自然環境があった。

2. 沿革

(1)徳川昭武と戸定邸の居住者

1) 徳川昭武の時代

戸定邸の施主である徳川昭武 (1853-1910) は水戸藩 9 代藩主徳川齊昭 (1800-60) の 18 男として誕生した。母は睦子 (1834-1921、萬里小路建房 7 女、徳川秋庭) である。彼は 16 歳年長の兄慶喜 (1837-1913) に才能を見出され、慶応 2 年 (1866) 11 月に将軍家の一員である清水家に迎えられ、将軍後継者となりうる資格を得た。そして、慶応 3 年 1 月 (1867 年 2 月)、昭武は将軍名代としてパリ万国博覧会に参加するため渡航し、その後ヨーロッパ各国を巡歴し、フランスに留学をする。昭武は万博会場や訪問先、巡歴したスイス、ベルギー、オランダ、イタリア、イギリス各国で宮廷外交の先頭に立ち、イギリスでは次期将軍の最有力候補「プリンス・トクガワ」として報道された。幕府瓦解をうけて帰国した昭武は、水戸藩 11 代藩主となった。さらに版籍奉還・廃藩置県を経て、一華族家の当主になると、明治 4 年 7 月 (1871 年 8 月) に本邸・小梅邸[旧水戸藩江戸下屋敷、現墨田区立隅田公園] へ移住し、水戸徳川家の家政運営に尽力した。家督を甥篤敬 (1855-98) に譲り、隠居したのは、明治 16 年 (1883) 5 月 30 日である。

隠居翌年の明治17年(1884)6月22日、昭武は妻八重(1868-1937、齋藤貫之3女)と 母秋庭を伴い、生活拠点を松戸に移した。彼は以後26年間、主に戸定邸で暮らした後、明 治43年(1910)7月3日、56歳で小梅邸に没した。昭武と八重の間には、2女政子(1885-1977、子爵毛利[長府]元雄夫人)、長男武麿(1887-1900)、2男武定(1888-1957)、3女直子 (1900-89、男爵松平[津山分家]齊夫人)・4女温子(1901-95、子爵京極[丸亀]高修夫人)・ 3男武雄(1907-08)の3男3女が誕生した。彼らは戸定邸で誕生し、幼少期を過ごしたが、 乳児期に亡くなった武雄、病弱であった長男武麿を除く1男3女は学齢期に達すると、東 京の小梅邸に生活拠点を移し、同邸から通学するようになる。そのため、戸定邸で暮らした のは昭武・八重・秋庭と未就学の子供である。

2) 徳川武定の時代

昭武の死後、戸定邸は八重と秋庭のみが暮らす邸宅となっていたが、明治 44 年 (1911) 9月1日より昭武 2 男武定を当主とする松戸徳川家 (子爵家)の本邸と定められ、「常住」となった。しかし、武定は通学のため下宿生活が続き、居住開始は同 45 年 (1912) 7月 16日である。

建造物と庭園を含む約13000 ㎡の敷地は、大正3年(1914)3月25日に昭武の遺産相続人である2男武定と、昭武養子篤敬長男で水戸徳川家13代当主の侯爵徳川圀順(1886-1969)が相続した。大正9年(1920)7月17日に武定が約60198㎡を相続し、約7098㎡は圀順と武定の共有名義で登記がなされたが、同月28日に圀順が武定に共有分を贈与、武定の単独名義となっている。

大正2年(1913)5月22日、武定は田安徳川家より夫人繍子(1892-1959)を迎え、長女宗子(1914-2013)が生まれた。武定は海軍技術研究所所長・東京帝国大学教授まで務めた潜水艦研究者であった。職務や宗子の通学の関係で、武定夫妻と宗子は呉や新宿西大久保で暮らし、戸定邸には秋庭と八重のみが居住した時期もある。再び戸定邸で暮らすようになったのは、昭和7年(1932)7月23日である。宗子は昭和10年(1935)10月10日に土屋[土浦]子爵家より博武(1910-86、第2代当主)を婿養子として迎え、長男文武氏(1937-、第3代現当主)、2男秀武(1939-97)が戸定邸で誕生している。このほか、戸定邸には徳川家家族に仕える女中たちが生活をしていた。華族制度の廃止に伴い、昭和26年(1951)4月2日、武定は建造物とその敷地を松戸市に寄贈した。

(2) 戸定邸の沿革

1)建設過程

昭武は隠居に先立つ明治 14 年 (1881) 12 月 25 日、東葛飾郡松戸駅字戸定の「農業道四隣」を購入し、宅地とした。翌 15 年 (1882) 3 月 25 日には、現在戸定邸が建つ地と解釈される松戸駅の「後ナル処有地」へ行き、「譜請ノ地敷」を見分しており、工事が始まっていたと考えられる。翌 16 年 (1883) 10 月 18 日には、昭武が「戸定」に宿泊しているので、この時点で宿泊可能な建物が完成していたとみられる。

完成間近となった明治17年(1884)3月11日、昭武は宮内省へ「養生ノ為メ松戸別邸江通宿ノ義」を願い出、許可を得た。これは、都度ごとに届け出るという煩雑な手続きを要する形であった。戸定邸で暮らすための準備を整えた昭武は、4月7日に戸定邸の落成を祝う座敷開きを行った。そして、同月22日、母秋庭と妻八重を伴い、戸定邸へ生活拠点を移したのである。この時点で、昭武は水戸徳川家前当主という立場であり、建造物とその敷地は彼の私邸・個人財産という位置付けになる。対して本邸・小梅邸は、昭武の本籍地であり彼の居室もあるが、主は12代当主篤敬であり、天皇や皇后、皇太子をはじめ皇族や華族などの賓客を迎える場として、公的な性格を強く持っていた。昭武自身は戸定邸を「荘」と認識し、小梅邸(本邸)に帰る際には「帰邸」、戸定邸に帰る際は「帰荘」と使い分けをしている。これを裏付けるように、昭武は以後、二つの邸宅を用途に応じて使い分けて生活した。

「戸定邸」の呼称は所在地の小字名に基づく。史料上の初出は、職員の業務日誌「戸定邸

日誌」(以下、「日誌」) 明治 17 年 (1884) 7 月 1 日であるが、しばらくの間は表記に揺れが 見られ、明治 29 年 (1896) 以降に「戸定邸」が定着した。

2) 各棟の沿革

戸定邸の建物は現在、主屋 9 棟(玄関棟、内蔵、渡廊下棟、表座敷棟、中座敷棟、奥座敷棟、離座敷棟、湯殿、台所棟)の他に表門、稲荷社、復原東屋(明治 31 年時の外観に基づき建築)が残る。徳川家居住時には、このほかに「大小屋」(明治 20 年 5 月 31 日移築)、「炭小屋」(明治 20 年 2 月建築)、「御厩」(明治 20 年 3 月 13 日上棟)、鳥小屋(明治 20 年 11 月建築)、「万年青室」(明治 30 年 12 月 2 日落成)、米蔵、味噌蔵、そして職員住宅 4 棟(うち 1 棟は明治 18 年 4 月落成)と、「下湯殿」(明治 22 年 6 月移築)があった。

①玄関棟

大正 10 年 (1921) 5 月測量の「松戸戸定邸平面図」(以下、「平面図」)によると、会計、応接間、使者/間(二間)が確認できる。このうち、「会計」は昭武居住期から使用例があり、中庭(玄関棟)は「会計前御庭」「会計前御中庭」と呼ばれていた(「戸定邸日誌」)。使者の間は当初からあったと考えられるが、史料上の初出は、大正 3 年 (1914) 10 月 6 日である。昭和 21 年 (1946)以降、所在不明であったが、平成 8 年 (1996)、旧使者の間所有者からの建物寄贈の申し出により、千葉県印西市に移築されていることが判明した。

これを受けて松戸市は旧使者の間を移築復原した。平成 10年 (1998) 4月 28 日より公開されている。

2内蔵

「日誌」からは、当初より「御土蔵・御物置」の存在が確認できる。しかし、現在残る内蔵と同一かは定かでない。明治 18 年 (1885) 6月5日に「物置新築之棟上」記録がある。同 25 年 (1892) 3月21日から23日まで「倉庫」新築工事が行われた。他にも、明治26年 (1893) 8月27日の「御文庫蔵」記述、同39年 (1906) 1月29日の「御本屋東側土蔵」修繕着手、同41年 (1908) 8月18日の「御廊下御物屋」修繕着手、同月21・22日の瓦葺替記事など、蔵や物置に関する記述が見られる。

③渡廊下棟

明治25年(1892)2月11日の「御廊下屋根鉄葉板ニテ葺換」工事、同41年(1908)8月 18日の「御廊下御物屋修繕」開始の際には、ともに「御廊下」と呼ばれている。

渡廊下棟の南側には、昭武の孫娘宗子と夫博武のために「新館」が建てられた。同館は、 昭和10年(1935)12月ごろより工事が開始され、翌年4月の宗子結婚時には落成している。

その後、新館は昭和19年(1944)に都内へ解体移築された。庭園復元整備工事の際、地中より基礎部分や瓦礫が発見されている。

4表座敷棟

表座敷棟は、「平面図」によると、入側、客間、二ノ間、書斎、中ノ間、食堂の六室が確認できる。「日誌」明治30年(1897)4月19日条で「表御座敷」と記されているが、用例としては圧倒的に「御座敷」が多い。入側は「御縁」、書斎は「御居間」とある。客間は接客・饗応空間として記される「御本間」と同一でありながら、昭武の「御座所(御座処)」でもあった。小規模な私邸として建てられた戸定邸では、同じ空間を接客空間と御座所として用いている。接客空間に隣接して「御居間」が設けられている点も、特徴的である。

⑤中座敷棟

「平面図」によると、衣装室、化粧室の二室が確認できる。しかし、当初からこのように呼ばれていたわけではない。明治25年(1892)8月4日と同27年(1894)5月16日に「御子様御座所」と「御子様方御部屋」の畳替えがされているが、これが中座敷棟(の部屋)の可能性が高い。明治29年(1896)5月、曳家職人が「新御座敷」と「茅葺御長屋」の場所換えの実地検分に訪れ、6月にかけて、曳家が行われた。中座敷棟は、昭武の未就学の子女(特に長男武麿)の暮らす場であったと考えられる。明治33年(1900)5月に行われた昭武長男武麿の葬儀は、「御新座敷」で行われており、彼がこの棟で生活をしていた根拠ともなっている。少なくとも、大正2年(1913)までは「御新座敷」と呼ばれている。

6 奥座敷棟

昭武の妻八重の居室であった奥座敷棟を指す言葉は少なく、明治 31 年 (1898) 3 月 21 日条の「奥向座敷」畳替え完了と、同 39 年 (1906) 11 月 8 日条の「奥向畳替」着手記事 2 件に留まる。ただし、これは戸定邸の奥向(家族の生活空間)を総称している可能性もあり、奥座敷棟の呼称については確実ではない。「平面図」にも棟や部屋名の記載はない。四ツ目垣と木戸で囲まれた中庭(奥座敷棟)には、鎌倉から移植されたボタンを中心に、蟹の高浮彫のある水鉢や、瀬戸焼の植木鉢が置かれていた。(正確な撮影年は不明だが明治末期の写真)

7離座敷棟

昭武生母・秋庭が暮らした離座敷棟は、明治19年(1886)3月18日より工事が開始され、7月24日に上棟式が行われた。座敷開きは11月29日である。この棟、あるいは部屋名の呼称としては、ほぼ「秋庭殿(様)御部屋」が用いられている。他に「秋庭殿御座席」、「秋庭殿御座敷」「御離屋」があるが、それぞれ1例に留まる。北東の四畳半間は「秋庭殿書斎」と呼ばれており、押入上段は齊昭を祀る空間でもあった。

秋庭死後に作成された「平面図」には、部屋名、棟名の記載はない。

離座敷棟は家族の生活空間(奥)に相当するが、秋庭は接客・饗応空間としても用いており、表座敷棟と同様に、釘隠しや欄間透かし彫りがある。大正2年(1913)5月22日の武定夫人繍子入輿の際には、新婦休憩室として用いられた。

⑧湯殿

「平面図」には「湯殿」とある。「日誌」でも「御湯殿」と記される。定期的に修繕が行われており、明治22年(1886)10月28日の「御湯殿御手入」工事がその初出である。同22年6月2日と26年(1893)10月28日には、井戸から御膳所・御湯殿への水道管(「水樋」)の修繕がされている。また、28年(1895)8月26日から9月8日にも修繕工事があり、「烟筒取払」と「御屋上ブリキ葺」葺替、「御湯殿たき」(焚口か)がなされた。

9台所棟

「平面図」によると、物置、女中食堂、台所、小使室、女中部屋(二階)の5室の記載がある。昭武居住期の名称は、「御膳所」が圧倒的に多く、「御台所」表記がわずかにみられる。明治24年(1891)11月30日時点で「小使部屋」が確認できる。当初の御膳所は畳が用いられ、レンガ製の竈があった。この御膳所は明治30年(1897)6月21日に取り壊されて、現在の台所棟は以降の建築である。明治34年(1901)3月7日に戸定邸奥向事務取締の須原藤井(-1902)が「御二階階段」で打撲しており、この時には既に、二階部分に女中部屋があったと考えられる。

10表門

戸定邸の正門にあたる表門は、水戸藩 2 代藩主徳川光圀の隠居所西山荘の通用門に倣って設計された。明確に判断できる記述は、明治 26 年 (1893) 4 月 9 日に「表御門」と記されたのが初出である。明治 29 年 (1896) 2 月 6 日には「表門茅家根御葺替」に着手し、2 月 12 日に落成したとある。葺き替えは定期的に行われていたようで、同 34 年 (1901) 2 月 20 日にも「御門屋根葺替」の記述がある。また、葺き替えであるか判断はできないが、明治 41 年 (1908) 5 月 7 日から 9 日にも「御門屋根御修繕」が行われている。その他、御庭前の「堆御門」、戸定邸の会計局に通じていた「通用御門」、「裏御門」の記載がある。

⑪稲荷社

「稲荷神社」「稲荷社」の表記が併存する。同社は明治29年(1896)5月26日に本邸・小梅邸より遷座し、庭園内に仮安置された。同月29日、現在の場所である「邸ノ北西隅大杉之元」に遷座し、6月6日に遷宮祭が行われた。以後、戸定邸では初午の日に祭礼が執行され、明治41年(1908)2月21日の祭礼では職員に赤飯が下賜された。また、松戸徳川家初代武定長女で、後に2代博武夫人となった宗子の初宮参りは、大正3年(1914)10月15日に同社で執り行われている。

3) 松戸市移管後の展開と文化財指定

昭和29年(1954)7月3日、松戸市は「戸定館設置及び使用条例」を制定し、戸定邸は公民館「戸定館」となった。現在と同じ管理区画部分には、管理人家族が居住した。以後、平成3年(1991)の条例廃止まで約40年間、社会教育施設として市民に利用された。昭和58年(1983)に機能維持のための修繕工事が行われている。

昭和61年(1986)2月28日、戸定邸庭園が千葉県名勝に指定された。同年12月には、「戸定が丘歴史公園」が都市公園として千葉県から認可を受けた。同時期に戸定邸の一般公開と松戸徳川家伝来資料を展示する博物館設置計画が浮上し、平成2年(1990)8月から3年6月に行われた戸定邸の復原工事を経て、平成3年11月3日に戸定が丘歴史公園と松戸市戸定歴史館が開園・開館した。平成8年(1996)には使者の間が発見され、移築復原を経て同10年(1998)4月28日より一般公開されている。

建造物は、平成 18 年 (2006) 7月5日には「明治前期における上流住宅の様態の指標となるもの」として、国指定重要文化財となった。平成 27 年 (2015) 3月10日には庭園が国指定名勝となり、平成 28 年 (2016) から 30 年にかけて復元工事が行われた。

参考文献

小寺瑛広「戸定邸へのいざない」(『茨城県近現代史研究』7号 2023.3 pp. 52-70) 『名勝旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)保存活用計画』 2019.3 松戸市教育委員会

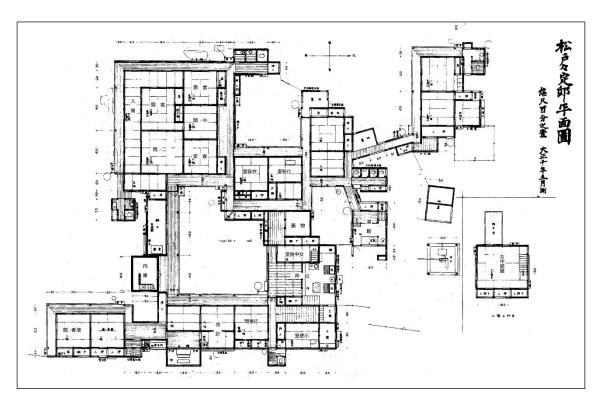


図1-6 「松戸戸定邸平面図」大正10年5月測量 松戸市戸定歴史館所蔵 (一部、部屋名称を追記)

3. 文化財の構成

(1) 文化財を構成する物件

重要文化財 8 棟 表座敷棟、中座敷棟、奥座敷棟、離座敷棟、玄関棟、台所棟、湯殿、内蔵 指定範囲外 1 棟 渡廊下棟

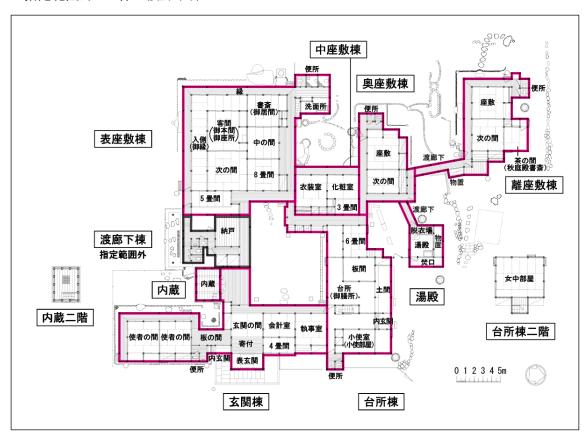


図 1-7 平面図

1) 重要文化財

①表座敷棟

表座敷棟内の南側が床・棚付の10畳の客間と、12畳半の次の間からなり、L字形に幅1間の畳敷の入側縁で囲む。北側は西より床・地袋棚付の8畳の書斎、8畳の中の間、8畳間がある。壁は京壁仕上げ、天井はすべて竿縁天井で、室境には透彫の板欄間や竹細工の欄間などが入る。周囲の廊下は小舞打化粧屋根裏である。





客間 入側(南側)

②中座敷棟

中座敷棟内の南側が8畳の衣装室、北側が6畳の化粧室と3畳間からなり、これらの四周に廊下が廻る。各室とも壁は京壁仕上げで、竿縁天井を張る。





衣装室

化粧室

③奥座敷棟

奥座敷棟内の西側が床・押入付の8畳の座敷、東側が6畳の次の間で、南、東、北に廊下を廻す。壁は京壁仕上げ、天井はすべて竿縁天井である。





座敷

座敷から次の間を見る

④離座敷棟

離座敷棟内の西側が床・地袋棚付の8畳の座敷、東側が8畳の次の間と4畳半の茶の間で、南と西に廊下を廻す。壁は京壁仕上げ、天井はすべて竿縁天井で、室境には透彫の板欄間が入る。





座敷

茶の間

⑤玄関棟

表玄関は東面中央にあり、奥が寄付、玄関の間となる。この北側は 6 畳の会計室と 4 畳間、および 8 畳の執事室で、西側に廊下を設け、台所棟と接続する。

南の建物は、床・地袋棚付の8畳の使者の間が2部屋並び、南、西、北の三面に廊下を廻す。また、室境には透彫の板欄間が入る。各室とも壁は京壁仕上げ、天井は竿縁天井である。







使者の間 (南側)

6台所棟

一階は、東側に小使室や内玄関、中央に台所と土間、西側の中座敷棟側には6畳間を配する。 二階は15畳の1室である。壁は京壁仕上げで、台所と土間は梁組を現した根太天井とするが、他は各室とも竿縁天井である。



台所



女中部屋 (二階)

⑦湯殿

中央が浴室で、その西側は脱衣場、東側は焚口、北側は物置である。浴室は天井中央部が 杉板網代組となっている。



湯殿



杉板網代組の天井

⑧内蔵

外壁はモルタル洗い出し仕上げであるが、目地をつけて石張り風となっている。一階北面に設けられた観音開きの扉もモルタル洗い出し仕上げである。





一階正面

二階

2) 指定範囲外

①渡廊下棟

廊下に沿って南側に納戸があり、表座敷の廊下に続いている。納戸の南側の廊下先に便所がある。東側は玄関棟と内蔵、西側は表座敷棟にそれぞれ接続している。



表座敷棟へ続く廊下

(2) 一体となって価値を形成する物件

重要文化財(建造物)のほか、文化財と一体となり価値を形成する物件について、文化財 指定範囲外を含め保存対象とする。

表 1-6 一体となって価値を形成する物件

	対象		復原など
建	表門	1)	明治 38 年(1905)の写真に写る。
建造物周囲	表門脇塀	2	明治時代の写真に写っているものとは形 が異なる。 平成3年の整備の際に復原。
	稲荷社 (社)	3-1	明治 29 年(1896)に本邸より遷座。
	稲荷社 (手水鉢、灯籠2基、敷石)	③−2	※江戸時代の年号が刻まれているものも あるが、全てが昭武居住期に用いられて いたものか伝来不詳。
	物置	4	平成 18 年(2006)に復原。
	板戸および板塀〔台所棟北側〕	5	復原
	敷石〔表玄関前〕	6	庭園復元整備工事において部分的に復元。
	景石(黒ぼく石) 2か所 〔書院造庭園内・離座敷棟西 側〕	⑦-1∼2	庭園復元整備工事において復元。 ※書院造庭園内は資料編の資1を参照。 ※離座敷棟西側は徳川昭武居住期まで履 歴を追える古写真はないが、石の種類、 状態、設置状況より書院造庭園内と同時 期のものと判断。
	雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕	8	庭園復元整備工事において未完部分。 ※詳細は資料編の資2を参照。
	土留め石〔表門西側、離座敷 棟北側など〕	9	※詳細は資料編の資3を参照。
	沓脱石(3 か所) 〔表玄関内・表座敷棟南側・ 表座敷棟西側〕	1 0−1∼3	※表玄関内は希少な素材である寒水石(旧水戸藩領特産)が用いられていること、昭武の父斉昭が仙洞御所へ寒水石製の灯籠を献上したこと、武定の代になってからこれほどの寒水石を入手することは困難であることを考慮し、当初から設置と推定。 江戸時代、寒水石は水戸藩の特産であり、許可なく採石できない「御用石」であった。天保6年(1835)には、昭武の父斉昭が仙洞御所に寒水石の灯籠および手水鉢を献上した。なお、寒水石の灯籠は仙洞御所に現存している。また、昭武自身も明治13年(1880)、明治宮殿(現皇居に存した皇室宮殿)の灯籠の制

			作に際し寒水石を献上した。よって、昭武と寒水石の関係性は深く、昭武自身が寒水石の沓脱石を表玄関内に据えた可能性は高い。 ※詳細は資料編の資2、資4を参照。
	手水鉢〔表座敷棟西側〕	(1)	※詳細は資料編の資4を参照。
	灯籠〔表座敷棟東側〕	12)	※詳細は資料編の資 5 を参照。
	景石〔表座敷棟西側〕	13	※詳細は資料編の資 4 を参照。
その他	東屋〔東屋庭園内〕	4	明治24年(1891)『戸定邸日誌』に記録あり、明治29年(1896)に倒壊、明治31年(1898)新築、庭園復元整備工事において復元。
	飛石〔書院造庭園内〕	15	庭園復元整備工事において復元。

- ※庭園復元整備工事は、平成28年度(2016)~29年度(2017)に実施されている。
- ※離座敷棟の雨落ち溝は、現認しないが古写真(資料編の資 6)により大正期において存在 したことが確認できる。調査・研究を進め、復原を検討する。
- ※御厩については、明治20年(1887)3月13日上棟、明治25年(1892)修復、明治44年(1911)屋根修繕、昭和21年(1946)曳家、昭和23年(1948)増築、平成元年(1989)取り壊しとなっており、一体となって価値を形成する物件に含めることとする。

参考文献

渋谷文雄「かつて戸定邸内に建っていた『御厩』について」 (『松戸市立博物館紀要』第27号 2020.3 pp.37~45)

※その他物件の課題については、以下のとおりとする。

• 表座敷棟

縁下の玉砂利については、古写真(資料編の資2下)により見られ、現況とは異なる ことが確認できる。よって、昭武居住期の構成に復原する必要がある。

庭園復元工事の際に、表座敷棟西側に排水溝および地下の排水設備があることが確認された。排水溝については昭武居住期から存在したと考えられるため、調査研究の上で復原を検討する。

• 中座敷棟

縁下および西側の縁石については、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検 討する必要がある。

• 奥座敷棟

南側の煉瓦は、何らかの設備からの転用が考えられるため、作成年代を調査する必要がある。

• 離座敷棟

縁下と犬走りについては、古写真(資料編の資 6)によりやや不鮮明であるが確認できる。さらに調査研究をすすめ復原を検討する。

・玄関棟、使者の間

縁下と犬走りについては、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検討する必 要がある。



①表門 ②表門脇塀



③-2 稲荷社 (手水鉢、灯篭 2 基、敷石)



4物置



⑥敷石〔表玄関前〕



⑦-1 景石 (黒ぼく石) [書院造庭園内]



⑦-2 景石 (黒ぼく石) [離座敷棟西側]



⑨土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕※写真は表門西側の土留め石



⑩-2 沓脱石〔表座敷棟南側〕



① 手水鉢〔表座敷棟西側〕



⑧雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕



⑩-1 沓脱石〔表玄関内〕



⑪-3 沓脱石〔表座敷棟西側〕



② 灯籠〔表座敷棟東側〕



③景石〔表座敷棟西側〕



⑤飛石〔書院造庭園内〕



14東屋〔東屋庭園内〕

(3) 一体となって価値を形成する可能性がある物件

重要文化財(建造物)のほか、文化財と一体となり価値を形成する可能性がある物件について、文化財指定範囲外を含め保存対象とする。

なお、建築年代などが不明なものは、必要に応じて今後の調査により明らかにしていくこととする。

表 1-7 一体となって価値を形成する可能性がある物件

	1.4						
	対象	復原など					
	敷石〔台所棟北側〕	<u>16</u> −1~2	古写真や資料によって徳川昭武居				
	沓脱石 10 か所 〔使者の間西側・離座敷棟南側・		住期まで履歴が追えないが、歴史的 環境や景観を構成する工作物。				
		17-1~10	今後の調査・研究により明らかとす				
	敷棟北側・奥座敷棟南側・奥座敷 棟東側・離座敷棟西側〕		る。				
	景石(黒ぼく石) 1か所						
	〔物置西側〕	18					
	手水鉢 1か所〔離座敷棟南側〕	19					
	池〔離座敷棟南側〕	20					
建	灯籠〔使者の間西側〕	21)					
造物	雨水排水設備(溜め壺型8か所)						
周囲	〔使者の間東側・使者の間北側・ 表座敷棟南側・表座敷棟北側・離	22-1~8					
<u> </u>	座敷棟南側・離座敷棟西側・離座						
	敷棟東側〕						
	煉瓦と土管の排水溝	(23)					
	〔表座敷棟北側〕	0					
	手水の海〔表座敷棟西側〕	24					
			※戸定邸には本計画記載以外の飛				
		_	石・敷石類が多数存在する。これ				
	その他、飛石や敷石など		らについても、調査研究を進め、				
			昭武居住期に存したものである				
			か検討する必要がある。				



16-1、16-2 敷石〔台所棟北側〕



①-1、①-2 沓脱石〔使者の間西側〕



①-3 沓脱石〔離座敷棟南側〕



①-5 沓脱石〔表座敷棟東側〕



①-7 沓脱石〔奥座敷棟南側〕



①-10 沓脱石〔離座敷棟西側〕



①-4 沓脱石〔玄関棟西側〕



①-6 沓脱石〔表座敷棟北側〕



①-8、①-9 沓脱石〔奥座敷棟東側〕



18景石 (黒ぼく石) [物置西側]



⑨手水鉢〔離座敷棟南側〕



20池〔離座敷棟南側〕



②灯籠〔使者の間西側〕







②-1 雨水排水設備(溜め壺型)[使者の間東側]



②-3 雨水排水設備(溜め壺型)[使者の間北東側]



②-4 雨水排水設備(溜め壺型)[表座敷棟南側]





②-5 雨水排水設備 (溜め壺型) [表座敷棟北側]



②-7 雨水排水設備(溜め壺型)[離座敷棟西側]





②-6 雨水排水設備(溜め壺型)[離座敷棟南側]





②-8 雨水排水設備 (溜め壺型) 〔離座敷棟東側〕



②煉瓦と土管の排水溝〔表座敷棟北側〕



②手水の海 [表座敷棟西側]

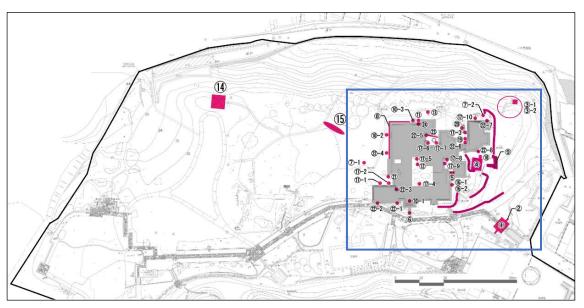


図1-8 一体となって価値を形成する物件および一体となって価値を形成する可能性のある物件

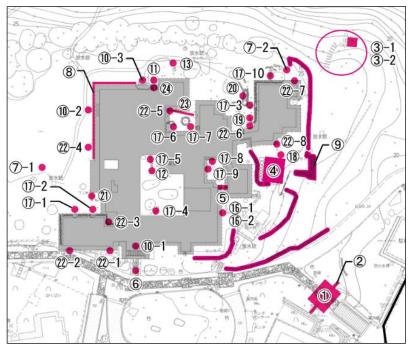


図1-9 枠内の拡大図

4. 文化財の価値

重要文化財指定時の価値は以下の通りである。

戸定邸は、水戸徳川家の家督を甥篤敬に譲り、隠居となった徳川昭武が明治17年(1884)から生活拠点とした私邸である。建造物は、その構造や意匠などから近世大名屋敷の系譜を継いでいる点が見受けられる。一方で、近世大名屋敷の性格との相違点も有しており、明治前期における華族家邸宅の特徴の指標となる点に価値をおくものである。また、徳川昭武のパリ万国博覧会への参加および留学などの経験や、明治維新を経た周辺環境の変化が影響し、建造物の構造や意匠、立地に独自性を与えている可能性がある。

今日まで現存する近世の大名屋敷や、明治期における華族家の邸宅は少数である。庭園と一体となって、移築されることなく完存する明治期の華族家邸宅に限定すれば、その希少性は顕著である。以上の点なども付加価値としつつ、重要文化財指定理由として挙げられている通り、近世の大名屋敷建築の流れをくむ明治前期の華族家の邸宅建築が、庭園と一体となってほぼ完存している戸定邸の学術的・芸術的価値は高い。

景観に目を移せば、現在でも西方に江戸川、富士山、北方に男体山を望め、昭武居住期には離座敷棟から北方に筑波山を眺望できたという。表座敷棟の床前から西方を望むと、庭園から江戸川が近景、富士山が遠景となる。ここから、昭武が借景を意識して建造物を配置したことがうかがえる。一体となって価値を構成する庭園を含め、景観を意識して構成された戸定邸は、景観・立地面からも価値を見出すことができる。

また、戸定歴史館が所蔵する松戸徳川家資料には、戸定邸の建設、増改築、作庭などの様子がうかがえる古文書や、戸定邸を写した古写真、古写真に見られる建具や調度品(いずれも現物)が含まれる。これらの資料から、戸定邸における接客のありかたや生活実態を推察できる。昭武居住期の戸定邸の実態を現代に伝える松戸徳川家資料は、戸定邸の価値を一層高めていると言えよう。

旧徳川家松戸戸定邸は、表向きの表座敷棟をはじめ、各座敷棟、玄関棟や、内向きの施設まで全体がほぼ完存している大規模住宅として、重要である。また、洋風を意識した庭園を築きながら、建物は基本的に意匠から構造まで伝統的な形式を用い、配置や平面なども近世大名屋敷の構成を継承しており、明治前期における上流住宅の様態の指標となるものとして、歴史的価値が高い。

文化財の価値 『月刊文化財』平成18年(2006)7月号(514号)より転載

5. 主な修理等の時期と内容

(1) 重要文化財(建造物) および指定範囲外の渡廊下棟

ここでは主に、平成5年(1993)3月に刊行された『戸定邸(旧徳川昭武松戸別邸)保存 修理工事報告書』を元に、重要文化財指定前までについて記載する。

表 1-8 松戸市に寄贈(昭和26年)以前の主な修理等

時期	位置	内容
大正 10 年まで (明治17年~大正	表座敷棟	背面の縁側に押入を新設、便所北面に押入の増設、 西縁及び北縁にガラス戸を建て込んだ。
10 年までの 37 年 間)	奥座敷棟	西側の便所設備を撤去し物置に改めた、北面東寄の 押入の改造、北面に便所の増築を行った。
	台所棟	内部の柱を撤去するなどの改造とともに女中食堂として間仕切り、それまで東方より 2 階の女中部屋に登っていた階段をこの室に設けた。
	湯殿	西側に押入と物置を増築した。
	渡廊下棟	奥座敷棟の北に便所を新築するために、半間西に寄 せ、奥座敷に接し廊下面に物置を作った。
	全体	残っている大正 10 年の平面図と明治年中の写真及 び現状建物の調査結果を照合すると、かなりの改造 が加えられている。これらの改造の時期は、明らか ではないが、材料等からみて多くは大正年代に入っ てからの改造である可能性が高い。
昭和 10 年	表座敷棟	表座敷の東面の葺下げと思われる屋根を撤去した。
	渡廊下棟	渡廊下を北側に移動して新築し、南側を撤去した。 渡廊下に接続して新館を新築した。
昭和 20 年まで	玄関棟	南側「使者の間」・「従者の間」部分の解体
	渡廊下棟	南側の新館接続部分の補修(推定)
	その他	新館の解体
昭和 20 年以降	離座敷棟	東側に玄関・台所・浴室を増築



現在の渡廊下棟部分に建てられていた新館 松戸市戸定歴史館所蔵

表 1-9 松戸市に寄贈(昭和26年)以降の主な修理等

時期	位置	内容
昭和58年 内蔵を除く		基礎補修、床組の改修、外部漆喰・板壁修理、内部は
	各建物	木部の洗浄、壁の塗り直し、建具・畳補修、敷物敷き、
		電気・照明設備の取替え
	表座敷棟	屋根桟瓦葺の新規葺替と一部雨樋取替え
	中座敷棟	
	奥座敷棟	
	奥座敷棟	北側の物置撤去
	全体	建物を揚屋して基礎の全面的な補修と床組の改修・
		屋根の葺き替え・内部壁の塗り替え・建具の補修・敷
		物・内部木部の洗浄等の内装の改修
平成 2 年~平成 3	全体	戸定邸(旧徳川昭武松戸別邸)保存修理工事
年6月		
平成9年~平成10	玄関棟	戸定邸「使者の間・従者の間」復原工事
年		
平成 18 年	_	国の重要文化財に指定

(2) 国指定名勝

ここでは、平成31年3月に作成された『名勝旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)保存活用計画』を元に、保存活用計画作成時点までについて記載する。

表 1-10 保存活用計画作成時点(平成31年)までの主な改変等

時期	内容
昭和 26 年	書院造庭園が松戸市へ寄贈される。
昭和 44 年	東屋庭園が福島県学生寮建設に伴い消滅する。
昭和 53 年	松雲亭建設
昭和 61 年	書院造庭園が千葉県の名勝に指定される。
昭和 62 年	民間へ売却されていた戸定邸周辺用地を取得、「戸定が丘歴史公園」
	が都市公園として千葉県から認可
平成 24 年	福島県学生寮跡地を取得
平成 27 年	「旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)」として、国の名勝に指定
平成 28 年	庭園復元整備工事
~平成 30 年	

第5 文化財保護の経緯

1. 保存事業の履歴

ここでは、重要文化財指定後の主な工事内容について記載する。

表 1-1 1 重要文化財指定(平成 18年)後の主な工事内容

時期	内容
令和 2 年 12 月 23 日~	トイレその他修繕
令和3年3月31日	

2. 活用の履歴

一般公開

建物と庭園はいずれも一般公開している。

庭園は、東屋庭園と書院造庭園が一般公開されている。表座敷棟の南側に位置する書院造庭園は、通常は建造物内からの見学のみだが、毎月 10 日、20 日、30 日の「戸定の日」には、表座敷棟から降りて見学することができる。

一般公開以外の活用

①限定公開など

- ○「戸定の日」に庭園で写生やスケッチ(鉛筆等を使用した下絵のみ許可)
- ○学芸担当者による見学ツアー (不定期)
- ○徳川昭武の生涯を描いた紙芝居の実演

②記念撮影など

○人生儀礼(成人式、七五三、結婚式など)の記念撮影(準備や手配は各自)

③社会科見学

○市内の小学生を対象とした見学案内

4市主催事業

- ○戸定アートプロジェクト (コンサート、アート作品の展示など)
- ○科学と芸術の丘

⑤地域との連携

- ○コンサート(松戸クリスマス音楽祭など)
- ○戸定さくら雛
- ○坂川献灯まつり
- ○河津桜まつり
- ○千葉大学園芸学部「戸定祭」
- ○聖徳大学短期大学部プロジェクト まつどソング研究グループ

⑥調査・研究等

○他の博物館や調査研究機関との連携

⑦デジタル技術の導入

○建物および庭園の VR[※]ツアー

※バーチャル・リアリティの略で仮想現実のこと。コンピューターで作成した映像や音声等を、利用者が現実に近い状態で感じられるように掲示する技術。



紙芝居の実演



七五三



市内の小学生を対象とした見学案内



フレンチジャズ



戸定さくら雛



坂川献灯まつり

第6 保護等の現状と課題

環境保全、防災・防犯、活用についての現状と課題の詳細は、各章に記載する。

1. 建造物

目視により確認した主な破損状況を記載する。

多くは日常管理の範疇となる、建具の建付け不良、絨毯の摩耗などが見られた。

本格修理は耐震補強工事と関連するため、今後の保存修理工事において実施する予定である。なお、台所棟二階の屋根瓦のズレや脱落については、建造物に及ぼす影響が著しいと判断されるため、本格修理前に応急修理を検討する。

主な破損状況

- ○台所棟二階の瓦屋根のズレや脱落が著しいため、応急修理ののち、本格修理が必要となっている。
- ○現在進行形の雨漏りは確認されなかったが、中座敷棟・化粧室北面の欄間壁と天井板に雨 染みが確認でき、雨樋の取り付け位置の不具合の影響が考えられるため、確認する必要が ある。
- ○離座敷棟は、東日本大震災の影響か、柱が西へずれたことにより、壁のチリ切れや、押入 内部の床板(とこいた)と敷居に隙間が発生したり、床板や地板のズレなどが生じている ため、今後の耐震補強工事における不陸調整において是正する必要がある。
- ○縁甲板のメカスガイの緩みにより、廊下を歩くと軋む音がする場所がいくつか確認できたため、メカスガイの打ち直しにより改善する必要がある。
- ○部材の各所に穴埋めのパテが見られ、補修時は茶色だった可能性があるが、現在は白色となり見苦しくなっているため、今後の修理工事において、古色塗などを施し、目立たないようにする必要がある。



台所棟二階南面の屋根瓦のズレや脱落



中座敷棟・化粧室北面の雨染み



離座敷棟・次の間北面の壁のチリ切れ



メカスガイの状況(離座敷棟南西の廊下の裏側)



玄関棟・内玄関の西廊下の西面のパテ

2. 環境保全

- ○雨水浸透桝の排水機能が日常管理により改善されない場合は、雨水浸透桝や排水管の新 設が必要になる可能性がある。
- ○雨水排水設備の竹製や金網の蓋に劣化などが見られ、安全性および景観上からも望ましくないため、取替えなどが必要になっている。
- ○建造物に影響を及ぼす樹木がいくつか見られるため、樹木診断や対策が必要になっている。
- ○庭園は書院造庭園、東屋庭園の整備及び樹木の剪定のみの部分的な復元整備工事に留まっているため、今後の調査・研究の推進が必要になっている。

3. 防災·防犯

(1) 防災

- ○放水銃および屋外消火栓の劣化が進行している(令和8年度に工事完了予定)。
- ○開館時のスタッフが少人数のため、初期消火などに手間取る可能性がある(現在の放水銃と屋外消火栓は2名以上により操作する必要があるが、放水銃と屋外消火栓の撤去により易操作性消火栓が新設されることで、1名でも操作が可能となる予定である)。
- ○配線から電気火災が発生する恐れがある(令和8年度に工事完了予定)。
- ○電気火災や有炎火災を想定した感知器が設置されていないため、感知器の更新が必要に なっている。
- ○建造物内の動線が複雑であることにより消防が出火元にたどり着くまでに手間取る可能 性があるため、出火元が視覚的にわかりやすく表示される仕組みが必要となっている。

(2) 耐震

○耐震診断および、その結果に伴う補強工事が必要になっている。

4. 活用

- ○バリアフリー対策が必要になっている。
- ○廊下に敷かれた絨毯について、文化財の保護と利便性のバランスを考えた取扱い方を検 討する必要がある。
- ○現代の気候に対応するため、見学者のための、最低限の暑さや寒さ対策について、文化 財保護とのバランスを保ちながら検討する必要がある。
- ○不足しているトイレの拡充が求められている。
- ○外国人観光客へのパンフレットやガイド案内などの対応強化が必要になっている。
- ○庭園解説を充実させ、建造物と一体となった戸定邸の価値や魅力を伝える必要がある。